

松本記念音楽迎賓館が共催する条件について

(公財) 音楽鑑賞振興財団・松本記念音楽迎賓館は演奏会の共催を下記の条件で受ける。

1. 共催について

演奏会の集客が悪いなど、主催者の収入が伸びなかった場合に備え、共催制度を設ける。共催制度を活用する前提として、演奏会が成功するよう、主催者と松本記念音楽迎賓館が共同し、聴衆の動員を図るものとする。

2. 共催の場合の施設維持協力金

協力金を【入場収入＝入場者×入場料】の半額とし、館の施設維持協力金規程額を上限とする。

但し、入場収入が低額の場合も最低5000円は協力金として納めることとする。

3. このルールはAもしくはBホールと控え室となる会議室に適用する。

4. 共催を申し込む資格等

①館友会会員登録のある演奏者あるいは館友会会員の紹介者

②松本記念音楽迎賓館を正規の施設維持協力金で利用された経験があり、館長が許可した演奏者及び団体

上記の資格者が有料で演奏会を開催する場合に適用する。

5. 演奏側の義務

入場料（大人 子どもの区別等） 入場者数を正確に館に知らせること。

演奏会のお知らせの中に、松本記念音楽迎賓館のファンクラブの勧誘を入れること。

※ 松本記念音楽迎賓館ファンクラブ (MG F club) とは

松本記念音楽迎賓館のファンで、松本記念音楽迎賓館での演奏会の案内を受けるため、その連絡先（メールアドレス等）の登録に同意した人の会